

「水道法施行規則」の一部改正案に関する意見募集の結果について

平成22年 3月25日
厚生労働省健康局水道課

「『水道法施行規則』の一部改正案」について、平成22年2月4日から3月8日まで意見募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は別紙のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	意見概要	件数	回答
1	粒状活性炭処理設備を浄水処理工程の前段に設置する場合も届出として対応されたい。	1件	既存の処理工程に追加する場合にあっては、既存の処理工程の前段か後段かを問わず届出の対象となります。
2	現行規則において臨時的措置で活性炭を投入する場合は、変更認可が不要となっており、改正後も臨時的措置の場合は届出不要として対応されたい。	1件	引き続き、特別な施設を設けず、臨時に行うものについては届出を含む事業の変更に該当しません。